

第 5904 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 2月27日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 一般贈与と特例贈与がある場合

Q：私は、昨年、伯母と父から贈与を受けました。この場合、贈与税はどのように計算するのですか？

A：次のように計算します。

【解説】

贈与税は、平成27年1月1日以後、直系尊属から20歳以上の者への贈与とそれ以外の贈与に区別され、前者の贈与を特例贈与、後者の贈与を一般贈与といい、特例贈与について税の優遇措置を採っています。

贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与によって財産をもらった人が、申告をして納税しますが、同じ年に一般贈与と特例贈与がある場合には、次のように計算することとなっています。

- ①一般贈与について贈与税額を計算する(A)
- ②特例贈与について贈与税額を計算する(B)
- ③一般贈与の贈与税額を次の算式に基づいて按分する

$$(A) \times \text{一般贈与財産の価額} \div \text{その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額} = (C)$$

- ④特例贈与の贈与税額を次の算式に基づいて按分する

$$(B) \times \text{特例贈与財産の価額} \div (a) = (D)$$

- ⑤納めるべき贈与税額は③で求めた金額と④で求めた金額の合計額になる。

$$\text{納めるべき贈与税額} = (C) + (D)$$

